

利用規約

株式会社アクセント（以下「当社」と称します。）は、以下の利用規約（以下「本規約」と称します。）に基づきアクセスログ解析サービス「LogChaser」を提供いたします。

第1条（定義）

- 「LogChaser」とは、WWWサーバーに保存されているアクセスログを当社で複製・加工して、ホームページ内の閲覧者の動きを把握しやすいように表示するサービスです。
- 「本サービス」とは前項の「LogChaser」によって提供されるサービスとします。
- 「利用者」とは、本サービスの利用を申込み、当社がこれを承諾した法人、個人とします。

第2条（本規約の変更）

当社は、必要に応じて本規約を随時変更することができるものとします。また、本規約を変更した場合には、当社が適当と判断する方法で、利用者に通知するものとします。

第3条（最低利用期間と利用期間の更新）

LogChaserの最低利用期間は6ヶ月間とし、その起算日は、本サービスの申込書に記載されたアクセスログの解析対象期間の開始日とします。また、契約終了期限の1ヶ月前までに、書面による通知が無い場合には、さらに6ヶ月間、利用期間を延長するものとします。但し、別途定める一時的契約の場合には、本条項は適用されません。

第4条（本サービスの対象となるアクセスログ）

本サービスの対象となるアクセスログは、申込時に申込書に記載された期間のアクセスログとします。ただし、利用期間が延長された時には、本サービスの対象となるアクセスログの期間もこれに準じて延長します。

第5条（アクセスログの取得）

本サービスの対象となるアクセスログは、利用者の同意の元、利用者が利用しているデータ領域から取得する事と可能とします。

第6条（契約の単位）

1契約で解析するアクセスログは、1つのドメインの1つのアクセスログとします。但し、ファイル容量を小さくするために、日付などで分割されたものは、1つのアクセスログとみなします。

第7条（権利譲渡の禁止）

利用者は、当社の書面による事前の承諾なしに、本サービスを利用する権利を第三者に譲渡、貸与、販売、または担保に供してはならないものとします。

第8条（利用の申込）

利用申込は、所定の申込書に必要事項を記載・押印し、当社に提出するものとします。

第9条（申込の承諾等）

当社では、アクセスログの解析結果を閲覧するためのID,PWを発行することをもって、申込みの承諾とします。

第10条（利用申し込みの拒絶）

当社は、利用契約の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用申込みを拒絶することができるものとします。

- 申込者が利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。
- 申込者が本規約に違反するおそれのあるとき。
- 合理的理由にもとづき、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。
- 前各号に定めるほか、本サービス利用の申し込みを承諾することが技術上または当社の業務遂行上難しい支障があるとき。

第2項 前項の規定により、本サービスの利用の申込みを拒絶した場合には、当社は申込者に対し当社が適当と判断する方法で、その旨を通知するものとします。

第11条（申込事項の変更）

- 利用者は当社への届出事項に変更があった場合は、速やかに通知を行うものとします。
- 利用者が前項の通知を怠ったことにより、本サービスの利用に支障が生じたとしても、当社は何ら責任を負わないものとします。

第12条（利用の中止）

当社は、次の各号の一に該当した場合には、本サービスの提供をその必要となる期間、中断することができるものとします。

- 通信設備の保守もしくは工事、電力供給の中断または通信網や設備の障害等やむを得ない事由による場合。
- 当社が本サービス用サーバの保守のために当該サーバを停止させる場合。
- 天災地変その他当社の責に帰すことができない事由による場合。
- 利用者が本契約にもとづく債務を履行しない場合。

第2項 本サービスの提供を中断する時には、原則として電子メールの送信、当社Webサイトへの掲載等の方法をもって利用者に通知するものとします。但し、障害の発生による停止など、事前に告知出来ない場合は、この限りではありません。

第13条（サ - ビスの廃止）

当社は、都合により本サービスを廃止することができるものとします。

第2項 当社は、前項の規定により、本サービスを廃止する時には、前払いなどにより、本サービスを提供していない期間の利用料金を当社が徴収している場合には、これを返金するものとします。

第3項 当社は、第1項の規定によりサ - ビスを廃止するときは、利用者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、書面により、その旨を通知します。

第14条（契約の解除）

当社は、利用者が次の各号のいずれかがひとつにでも該当した場合は、利用者へのなんらかの通知・催告を要せず直ちに本サービスの提供を一時中断し、もしくは本契約を解約できるものとします。その場合、すでに支払済みの料金については返金しないものとします。

- 手形又は小切手が不渡りとなったとき
- 料金の支払いを遅延、または支払拒否があった場合
- 差押え、仮押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき
- 破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは和議の申し立てがあったとき、又は清算に入ったとき
- 加入申込時に虚偽の報告があったことが判明した場合
- 解散又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

（7）本規約の条項に違反したとき

（8）本契約以外の当社との契約につき、利用者の責に帰すべき事由により当社から解約されたとき

第2項 当社は、前項各号にかかわらず、本契約の継続が困難と認めるときは、利用者に対し、書面による催告の上本契約を解約することができるものとします。

第3項 当社は、事由のいかんを問わず、書面で利用者に通知することにより直ちに本規約を解約することができるものとします。

第15条（利用コースの変更）

当社は、各コース毎に定められたログ容量などの条件を満たす場合に限り、本サービスを行うものとします。条件を満たさなくなった場合には、条件を満たすコースに変更することにより、本サービスの提供を継続して行うものとします。

第16条（利用者の支払義務）

利用者は、本サービスの利用の対価として、別途当社が定める利用料（以下「利用料金」といいます。）を、これにかかる消費税相当額とあわせて、当社所定の条件により当社に支払うものとします。また第13条第2項に定める場合を除き、支払済みの利用料金の返金はしません。

第17条（遅延損害金）

利用者は、利用料金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で算出した額を、遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

第18条（損害賠償の範囲）

当社は、当社の責に帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合、利用者に現実に発生した損害につき、当社が直近一年間に徴収した本サービスの利用料金を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益等については、当社は賠償責任を負わないものとします。

第19条（免費）

1 本サービスは、当社がその時点で保有している状態のプログラムを利用して提供しており、利用者が予定している利用目的への適合性、バグ等の不具合がないことを保証するものではないことを利用者は承諾するものとします。また、利用者は、本サービスの利用結果については当社に対して一切損害賠償を請求しないことを承諾するものとします。

2 当社は、本サービスを提供するためのソフトウェアについてのバグ等の不具合の修正、改良等の実施を行う義務はないことを利用者は承諾するものとします。

3 当社は、第5条に従い、アクセスログを取得する作業において、取得元のデータ領域に保存されたデータ及びデータを保存している機材、ネットワーク設備等の破損、損失がないことを保証するものではありません。

第20条（お客様番号およびパスワードの維持管理）

利用者は当社の発行したお客様番号（ID）、パスワードの管理に責任を負うものとします。

第21条（解析結果の公開制限）

利用者は当社の書面による許可なく、解析結果を閲覧するためのお客様番号（ID）、パスワードを第三者に公開をしないものとします。

第22条（解析結果の閲覧期間）

解析結果の閲覧可能期間は解析処理日から1年間とします。

第2項 前項にかかわらず、契約を終了した場合には、契約終了後3ヶ月間とします。

第3項 第1項、第2項は、本サービス提供期間中で有ることを条件とします。

第23条（解析結果の2次利用）

当社は、解析結果を統計データとして、2次利用することが出来るものとします。

但し、以下の各号を特定できない状態にすることを条件とします。

- 利用者
- 解析対象ホームページ
- 解析対象ホームページ中のページ
- 解析対象ホームページの閲覧者

第24条（秘密保持）

利用者および当社は、相手方の書面による事前の承諾なくして、利用契約に関連して知り得た相手方固有の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。

なお、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示をするものとします。ただし、次の各号に該当する情報については、秘密情報から除くものとします。

- 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます。）の責によらずして公知となったもの
 - 受領者が第三者から秘密保持責務を負うことなく正当に入手したもの
 - 開示の時点で受領者がすでに保有しているもの
 - 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
2. 前項にかかわらず、当社は、本サービスの一環として、Q&A対応、本サービス用情報システム運用等の作業の一部を第三者に委託する場合は、本条を定めるのと同等の義務を当該第三者に課したうえで、当該第三者に対し個人情報を開示できるものとします。
3. 1項にかかわらず、開示を受けた側が業務委託に係る必要事項を検討するために必要な弁護士、公認会計士その他法律上守秘義務を負う外部の専門家に、守秘義務を負担している情報である旨通知の上開示する場合には、その責を負わない物とします。

第25条（支払いの義務）

利用者は、以下の理由で本サービスの提供が受けられなかった場合でも、支払いの責を逃れる事は出来ません。

- アクセスログを当社に送付して解析を受ける方式の契約において、アクセスログを当社に送付しなかった時
- 当社が利用者のアクセスログ保存領域からアクセスログを取得して解析を受ける方式の契約において、当社以外の事情でアクセスログを取得出来なかった時
- 当社が利用者のアクセスログ保存領域からアクセスログを取得して解析を受ける方式の契約において、当社にアクセスログ取得に必要な情報（ID,PW,サーバーアドレス,アクセスログ保存場所等）を通知しなかったために、アクセスログを取得出来なかった時
- アクセスログが生成または記録されていなかった時
- 利用者側の事情で解析結果の閲覧が出来なかった時、または閲覧しなかった時
- アクセスログが本サービス提供用のプログラムで解析できない状態だった時
- アクセスが少なく有効な解析が出来なかった時

付 則 本規約は平成17年10月11日から実施します。